

定例監査の結果

1 監査の期間

令和7年8月4日から令和7年8月29日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

環境部 環境保全課及び環境業務課

(2) 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告

保有個人情報の管理について、不適切な事例が認められた。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 環境保全課

ア 契約事務

(ア) 検査結果通知について、起案伺いにおける公印使用承認が未実施であった。

【文書事務の概要】

イ 文書事務

(イ) 出張復命が復命書により行われていないほか、3日以内に行われていないものが散見された。

【服務規程第17条】

(イ) 出張復命について、決裁区分誤りがあった。

【決裁規程別表第1】

(ウ) 起案伺いと契約書の契約日が一致していないものがあった。

【文書事務の概要】

(エ) 起案伺いにおける公印使用承認が未実施であった。

【文書事務の概要】

(オ) 起案文書を文書管理システムに登録していないものが散見された。

【文書取扱規程第 18 条】

(カ) 個人情報の管理について、保管してはならないマイナンバーカードの裏面の写しが保管されているものがあった。

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 20 条】

【源泉徴収事務に係る個人番号処理マニュアル】

(2) 環境業務課

ア 契約事務

(イ) 検査結果通知について、公印未使用のほか、起案伺いにおける公印使用承認が未実施なものが散見された。

【文書事務の概要】

イ 文書事務

(イ) 起案伺いにおける公印使用承認が未実施であった。

【文書事務の概要】